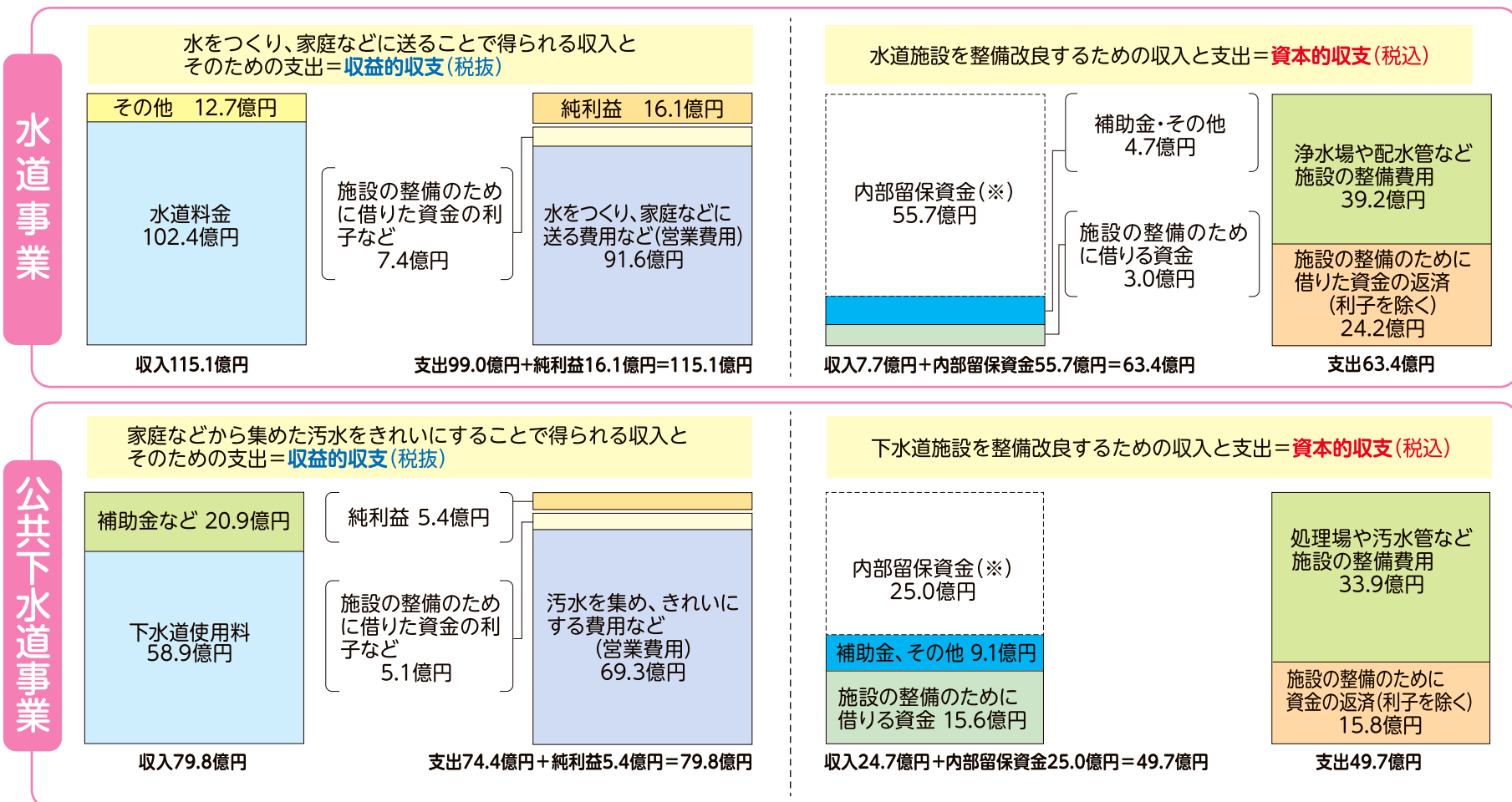


水道事業・公共下水道事業の決算(平成30年度)の概要

30年度、水道事業及び公共下水道事業はともに健全財政を維持することができました。

今後とも、より一層の経営の効率化に取り組むなど健全な事業運営を図りながら、水道事業においては安全でおいしい水の安定的な供給に、公共下水道事業においては快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全に努めていきます。



※資本的収支において収入が支出に対して不足する額は、減価償却費等により生じる内部留保資金で補てんしました。

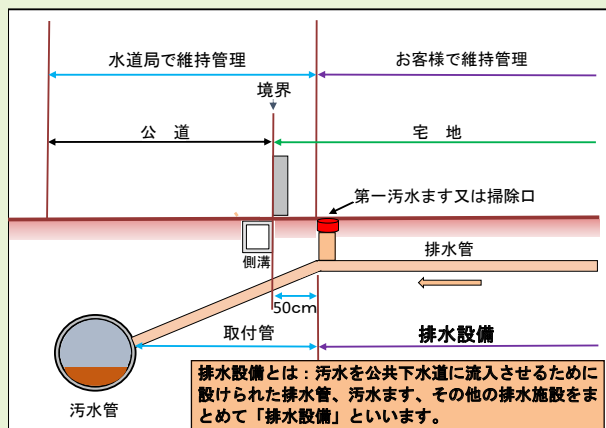
○水道局では「工業用水道事業」も運営しています。決算状況等については、水道局ホームページ・情報コーナーでも公表しています。【経理課 TEL:213-8510】

漏水修繕について

- ◆給水装置(給水管やじゃ口など)は、水道メーターを除く全てがお客様の財産です。維持管理は、お客様で行わなければなりません。
- ◆水道メーターより建物側での漏水修繕は、お客様から指定給水装置工事事業者(※)に修繕を依頼してください。
- ◆ただし、配水管取出口からメーターまでの自然漏水は、早期に漏水を止める目的で水道局が修繕します。(人為的損傷によるものは除きます。)
- ◆修繕依頼の注意点
 - ・依頼するときは、漏水の状況を十分に説明してください。
 - ・なるべく複数の指定給水装置工事事業者(※)から見積りを取り、事前に修繕の方法や概算金額の説明を十分に受けてください。

排水設備の維持管理区分について

- ◆「排水設備」は、お客様の財産です。維持管理は、お客様で行わなければなりません。
- ◆宅地内の排水管のつまりの解消、汚水ますの破損などの修繕は、お客様負担となります。お客様から指定排水設備工事事業者(※)に修繕を依頼してください。
- ◆汚水管や取付管のつまり、破損などの修繕は水道局で修繕します。ただし、排水設備を適切に使用されず、つまりなどが発生した時にはお客様で修繕していただく場合があります。

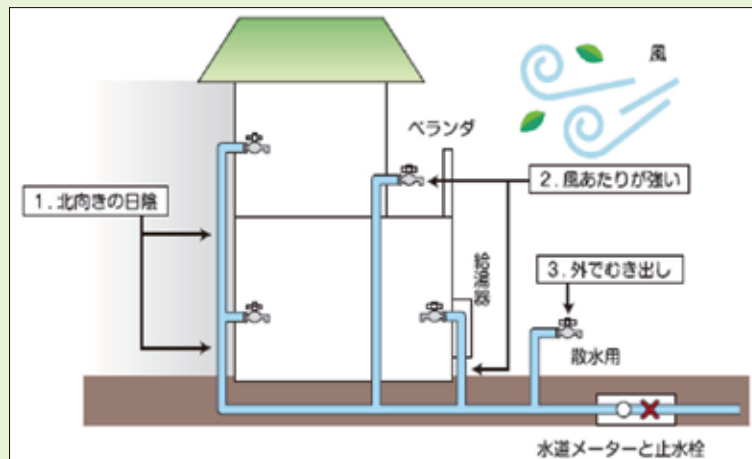


※水道局ホームページトップ画面下方の「お客様へ」内に「水道局指定工事事業者一覧表」を掲載しております。
【給排水設備課 TEL:213-8522】

『給水管等の凍結』にご注意ください

- ◆気温が氷点下になると、給水管等の水が凍って、水が出なくなったり、給水管等が破裂したりする場合があります。
- ◆下の図のような場所にある給水管等は、特に凍結が発生しやすくなります。

1. 北向きの日陰
2. 風あたりが強い
3. 外でむき出し



Q. 凍結を防ぐには?

- A. 露出部分の保温・凍結予防には、市販されている専用の保温材(右写真参照)を巻くと効果があります。

なければ布・毛布でもかまいませんが、布自体が水に濡れると布ごと凍結するので、必ずビニール類を巻くなどして防水を行ってください。

Q. もし、凍結したら?

- A. 自然に解けるのを待つか、タオルなどを巻き付けてぬるま湯をゆっくりとかけましょう。

Q. 万一、給水管等が破裂したら?

- A. メーターボックス内の元栓(止水栓)を閉め、指定給水装置工事事業者(※)に修繕を依頼してください。

